



平成25年12月24日

港湾局総務課

木更津港港湾区域の変更について

港湾法第4条第4項に基づき、木更津港港湾管理者千葉県から申請があった標記事案について、12月24日に国土交通大臣が同意を行いました。

記

木更津港港湾区域の変更（申請者 千葉県）

【連絡先】

港湾局総務課 小田・柴谷

TEL : 03-5253-8111（内線 46164）

03-5253-8662（直通）

FAX : 03-5253-1648

(1) 現港湾区域 (昭和52年12月千葉県告示第795号)

富津市富津長浜2,035番地の64に設置された標柱 (北緯 $35^{\circ}18'49''$ 、東経 $139^{\circ}49'28''$) から $327^{\circ}38'40''$ 8,840m地点まで引いた線、同地点から $21^{\circ}2'500m$ の地点まで引いた線、同地点から $52^{\circ}4'500m$ の地点まで引いた線、同地点と木更津市吾妻1丁目地先の地点 (北緯 $35^{\circ}23'59''$ 、東経 $139^{\circ}54'22''$) とを結んだ線及び陸岸により囲まれた海面である。但し、漁港法 (昭和25年、法律第137号) により指定された小糸川漁港の区域を除く。

(2) 変更予定港湾区域

富津市富津長浜2,035番地の64に設置された標柱 (北緯 $35^{\circ}19'1''$ 、東経 $139^{\circ}49'16''$) から $327^{\circ}38'40''$ 8,840m地点まで引いた線、同地点から $21^{\circ}2'500m$ の地点まで引いた線、同地点から $52^{\circ}13m$ の地点まで引いた線、同地点から $113^{\circ}44'29''$ 3,000mの地点まで引いた線、同地点から $55^{\circ}4'44''$ 4,785mの地点まで引いた線、同地点と木更津市吾妻1丁目地先の地点 (北緯 $35^{\circ}24'11''$ 、東経 $139^{\circ}54'9''$) とを結んだ線及び陸岸により囲まれた海面である。但し、漁港漁場整備法 (昭和25年、法律第137号) により指定された小糸川漁港の区域を除く。

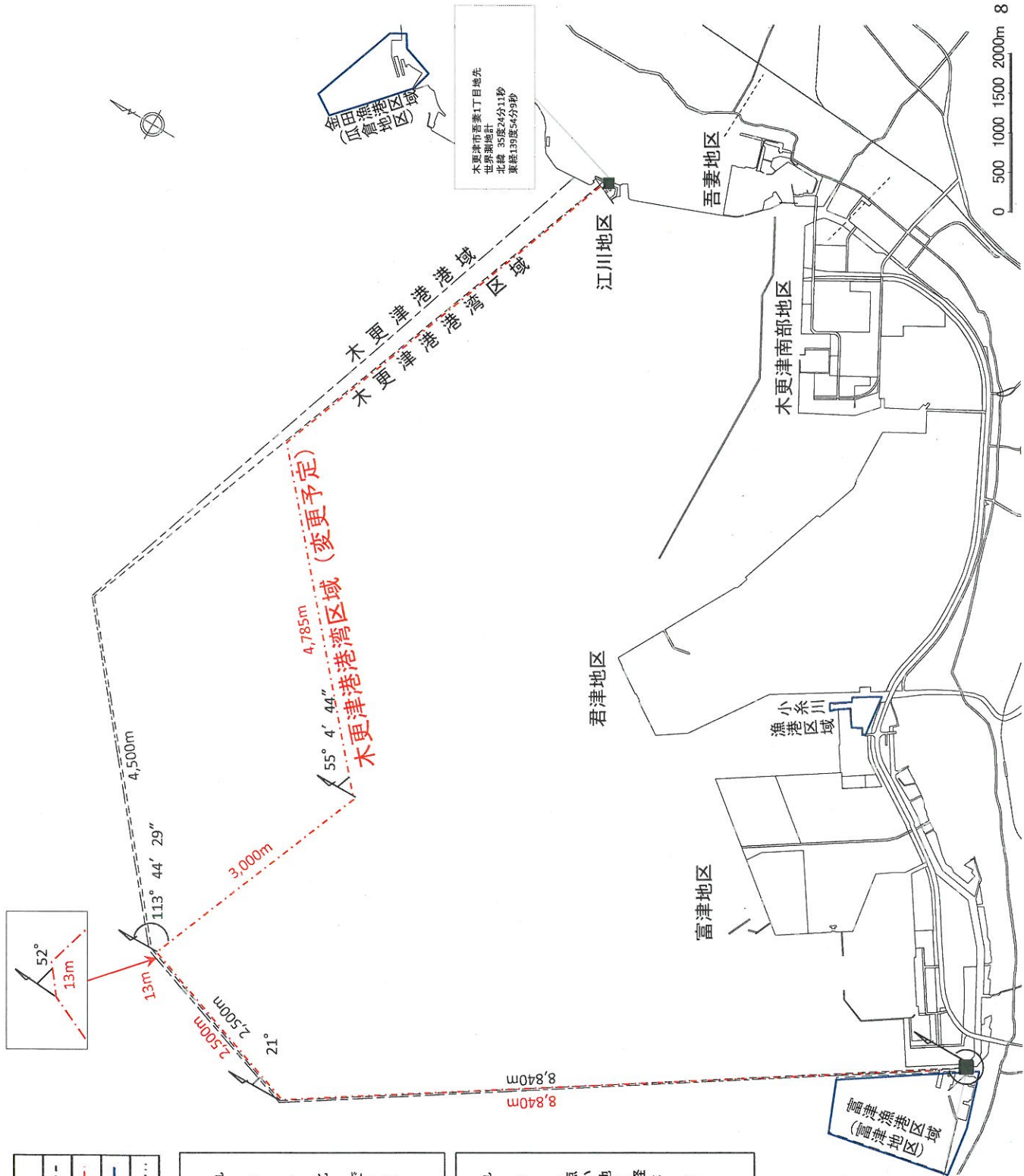
木更津港港湾区域変更図

凡例	
現港湾区域	---
変更予定港湾区域	- - - -
漁港区域	— — — —
港則法による港の区域	— · — · — ·

<現港湾区域>
 富津市富津長浜2,035番地の64に設置された標柱(北緯35° 18' 49"、東経139° 49' 28")から327° 38' 40" 8,840m地点まで引いた線、同地点から21° 2,500mの地点まで引いた線、同地点から52° 4,500mの地点まで引いた線、同地点と木更津市吾妻1丁目地先の地点(北緯35° 23' 59"、東経139° 54' 22")とを結んだ線及び陸岸により囲まれた海面である。但し、漁港法(昭和25年、法律第137号)により指定された小糸川漁港の区域を除く。

<変更予定港湾区域>
 富津市富津長浜2,035番地の64に設置された標柱(北緯35° 19' 1"、東経139° 49' 16")から327° 38' 40" 8,840m地点まで引いた線、同地点から21° 2,500mの地点まで引いた線、同地点から52° 13mの地点まで引いた線、同地点から113° 44' 29" 3,000mの地点まで引いた線、同地点と木更津市吾妻1丁目地先の地点(北緯35° 24' 11"、東経139° 54' 9")とを結んだ線及び陸岸により囲まれた海面である。但し、漁港法(昭和25年、法律第137号)により指定された小糸川漁港の区域を除く。

富津市富津長浜2035番地の64
 測量地籍計
 北緯 35度19分1秒
 東経139度49分16秒



0 500 1000 1500 2000m 8